

## 四日市市調達公告

次のとおり一般競争入札を行うので、四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第23条の規定に基づき公告する。

令和5年11月 1日

四日市市長 森 智広

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 物件名 近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場防犯カメラ設備賃貸借
- (2) 設置場所 ①四日市市役所6階道路管理課（四日市市諏訪町1番5号）  
②近鉄四日市駅北自転車等駐車場（四日市市安島1丁目31-1）  
③近鉄四日市駅南自転車等駐車場（四日市市鶴の森1丁目16-4）
- (3) 業務概要 防犯カメラシステムの賃貸借及び既存防犯カメラの撤去等
- (4) 賃貸借期間 令和6年2月1日 から 令和10年3月31日まで
- (5) 設置工事期間 契約の日 から 令和6年1月31日まで

### 2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 入札の公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の『物品・業務委託』の「リース・レンタル」において掲載されている者のうち、平成24年度以降に完了した、元請（単独又はJVの場合は代表構成員のみ）として、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人のいずれかとリース方式による防犯カメラシステムの設置に係る業務を契約した実績を有する者。
- (3) 入札の公告の日から入札の日までの間、市から入札参加資格停止の措置を受けている期間が無い者。
- (4) 入札の公告の日から入札の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）に基づく排除措置を受けている期間がない者。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者。
- (6) その他関係法令、規則等に違反していない者

### 3 入札参加資格確認申請書受付

入札への参加希望者は、次の書類を郵送または直接持参により提出すること。

- ・業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書
- ・防犯カメラの設置に係る契約の履行実績書

受付期間：令和5年11月10日（金）午後3時まで  
（郵送の場合は必着とする。）

提出場所：〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号  
四日市市役所 5階 総務部調達契約課

仕様書に対する質問は、令和5年11月10日（金）午後3時までに書面により申し出ることができる。なお、回答は令和5年11月14日（火）以降、総務部調達契約課及び四日市市ホームページ入札情報において供覧する。

#### 4 参加資格の決定

参加資格がないと認められた者は、令和5年11月13日（月）に電話により連絡する。参加資格のある者には連絡しない。

なお、参加資格がないと認められた者は、令和5年11月14日（火）までに書面により理由の説明を求めることができる。

上記により求められた説明については、令和5年11月15日（水）までに書面で回答する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

#### 6 入札の執行

日時：令和5年11月22日（水） 午後2時20分

場所：四日市市役所 5階 第一入札室（郵便入札）

#### 7 入札条件

様式：入札書（市指定様式）

記載条件：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

入札回数：2回とする。

入札方法：本件は、郵便入札で行う。

下記到着期限までに、入札書を下記送付先まで郵送すること。

## 9 郵便入札について

### (1) 入札書の送付先

郵便番号 510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 調達契約課行

### (2) 郵送方法

特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれかで郵送すること。

### (3) 入札書の到着期限

令和5年11月21日（火）まで（必着）

期日までに届かなかった場合は、無効とする。

### (4) 郵便封筒記載事項

封筒には、入札日・入札時間・件名・入札者（住所・氏名）を漏れなく記入のうえ、「入札書在中」と表示すること。封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いものは、無効とする。

## 10 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札。
- (2) 入札保証金を要する入札に際して、所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札。
- (3) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。
- (4) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札。
- (5) 入札者が協定して行った入札。
- (6) 入札に際して不正の行為があった入札。
- (7) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (8) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札。
- (9) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

### 1.1 予定価格

本業務委託の予定価格の事前公表は行わない。

### 1.2 最低制限価格

本業務委託の最低制限価格は設けない。

### 1.3 その他

談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。